

新潟市南区配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項の規定に基づき、ひとり暮らし高齢者等に対し、地域のネットワークを活用した配食サービスを提供することにより、高齢者の栄養改善と自立支援を図り、併せて安否の確認を行い高齢者の状況を定期的に把握し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。

2 市長は、事業の実施の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の対象者は、新潟市南区に住所を有する65歳以上の高齢者で、老衰、心身の障がい、疾病その他の理由により、食事の調理が困難な者又は栄養改善が必要な者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上の単身世帯
- (2) 65歳以上の高齢者のみ世帯
- (3) その他市長が特に認める世帯

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、1日1食、週3回以内として、第3条に規定する利用者の自宅に食事を訪問により提供し、同時に安否の確認及び声かけを行い、健康状態等に異常があった場合には、関係機関への連絡を行うものとする。

(事業の休業日)

第5条 事業の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日まで

(利用申請)

第6条 配食サービスを利用しようとする者は、新潟市南区配食サービス利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(利用決定等)

第7条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を新潟市南区配食サービス利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用者として決定したときは、新潟市南区配食サービス実施依頼書（別記様式第3号）により受託事業者に依頼するものとする。

（利用停止及び変更）

第8条 利用者は、配食サービスの利用を停止し、又はその内容を変更しようとするときは、原則として利用の停止又は内容の変更を希望する日の3日前までに、市長に対し、その旨を申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る配食サービスの利用の停止又は内容の変更をするものとする。

（利用の中止）

第9条 利用者は、配食サービスの利用を中止しようとするときは、原則として利用を中止する3日前までに新潟市南区配食サービス利用中止届出書（別記様式第4号。以下「届出書」という。）を市長に対し、提出しなければならない。

- 2 市長は、利用者から前項の規定による届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る配食サービスの利用を中止させるとともに、新潟市南区配食サービス利用中止通知書（別記様式第5号。以下「中止通知書」という。）を利用者に交付するものとする。

- 3 市長は、第1項に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、利用者に対する配食サービスを中止させることができる。この場合において、市長は、中止通知書を利用者に交付するものとする。

（利用者の負担）

第10条 利用者は、この事業の実施に伴う費用のうち、食材料費及び調理費相当分として白根地区350円、味方月潟地区350円を委託事業者を支払うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（新潟市白根地区高齢者配食サービス事業実施要綱及び新潟市味方地区高齢者配食サービス事業実施要綱及び新潟市月潟地区給食サービス事業実施要綱の廃止）

- 2 新潟市白根地区高齢者配食サービス事業実施要綱（平成17年3月21日制行）及び新潟市味方地区高齢者配食サービス事業実施要綱（平成17年3月21日制行）及び新潟市

月潟地区給食サービス事業実施要綱（平成１７年３月２１日制行）は廃止する。

（経過措置）

- ３ この要綱の施行の際、現に新潟市白根地区高齢者配食サービス事業実施要綱第３条及び新潟市味方地区高齢者配食サービス事業実施要綱第３条及び新潟市月潟地区給食サービス事業実施要綱第５条の規定による利用を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

新潟市南区配食サービス利用申請書

年 月 日

（あて先）新 潟 市 長

申請者 住所
氏名
利用者との続柄
電話番号

配食サービスを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 者		住所		電話番号			
		氏名		生年月日		性別	男・女
世 帯 区 分		一人暮らし・高齢者世帯					
要介護認定申請		なし・申請中・あり（非該当・要支援・要介護）					
申 請 理 由							
世帯構成	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考			
緊 急 連 絡 先							
利用開始日		年 月 日からサービスを利用したい					
利用希望曜日		火曜日 金曜日					
担当ケアマネージャー又は地域包括支援センター							
この事業に関する個人情報については、必要とする最低限の範囲内で、関係機関並びに関係団体へ情報提供されることを同意いたします。							
本人氏名							

申請者 住所 新潟市南区
氏名 様

新潟市長

新潟市南区配食サービス決定（却下）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった配食サービスの申請について、下記のとおり決定したので、通知いたします。

対象者	住所	新潟市南区
	氏名	

☐ 令和 年 月 日から配食サービスを提供いたします。

配食サービス提供日	毎週 ☐ 火曜日 ☐ 金曜日 ☐ 火・金曜日の両日
-----------	--

※注意事項

(1) お届けする給食は、配食後1時間以内に食べて下さい。

(2) 食べ残した食品は、廃棄してください。

(3) 配食提供日に不在になる場合は、3日前までにご連絡ください。

☐ 次の理由で配食サービスを提供できません。

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

様

新潟市長 中原 八一

新潟市南区配食サービス実施依頼書

配食サービスの利用者として、下記のとおり依頼します。

記

住 所	新潟市	電話番号			
氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
世帯区分	一人暮らし・高齢者のみ				
備 考					

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

様

新潟市長 中原 八一

新潟市南区配食サービス実施依頼書

配食サービスの利用者として、下記のとおり依頼します。

記

住 所	新潟市	電話番号			
氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
世帯区分	一人暮らし・高齢者のみ				
備 考					

新潟市南区配食サービス利用中止届出申請書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者 住所
氏名
利用者との続柄
電話番号

配食サービスの利用を中止したいので、次のとおり申請します。

利 用 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	昭和年月日
中 止 事 由		1. 長期不在となるため 2. 第3条の利用対象者に該当しなくなった 3. 配食サービスの利用を中止する理由 () 4. その他 ()
備 考		

新南健第 号
令和 年 月 日

申請者 住所 新潟市南区
氏名 様

新潟市長

新潟市南区配食サービス利用中止通知書

令和 年 月 日付けで届出のあった配食サービス利用中止について、下記のとおり決定したので、通知します。

対象者	住所	新潟市南区
	氏名	

☐ 令和 年 月 日から配食サービス利用を中止いたします。

中止事由

(1) 長期不在になるため

(2) 第3条の利用対象者の該当しなくなった

(3) 配食サービスの利用を中止する

(4) その他 ()